

外国直接投資促進事業に係る環境社会配慮について

① 本事業におけるカテゴリ分類：FI

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、金融仲介者等に対し融資を行い、本機構の融資承諾前にサブ・プロジェクトが特定できず、かつそのようなサブ・プロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。ただし、本事業の開始に際して特定された特区の建設（エクイティバックファイナンス事業で実施）及び周辺インフラである土地造成、アクセス道路、排水路・貯水池、通信網、（プロジェクトセクターローン事業で実施）に係るサブ・プロジェクトについてはカテゴリAに確定する。

③ 環境許認可

上記の特区建設及び土地造成、アクセス道路、排水路・貯水池、通信網の整備に係る環境影響評価（EIA）報告書は、2018年5月に環境森林省環境局（Department of Environment）により承認済。

④ 汚染対策

工事中は、盛土を含む土地造成やアクセス道路建設等において、大気質、水質、騒音・振動等にかかる負の影響が想定され、実施機関であるBEZAの監督の下、コントラクターにより、車両カバーを掛けての走行、定期的な散水及び工事用車両・重機の定期的なメンテナンス、降雨中の工事の回避、低騒音・振動型機材の使用、夜間工事の自粛、一時的な騒音壁の設置等の緩和策が実施される予定。供用時は特に入居企業からの排ガス・粉塵の排出、企業活動による表層水及び地下水の汚染等が見込まれるが、緩衝地帯の設置や入居企業及びSPCによる複合排水処理等の緩和策が実施され、影響が最小化される見込み。工事中・供用時ともにバングラデシュ国内及びIFC EHSガイドライン等の国際基準に規定される環境基準を満たすよう緩和策を講じ、モニタリングが実施される予定。

また、廃棄物について、BEZAは非有害廃棄物・有害廃棄物の両方に対して、廃棄物排出量・処理コスト・輸送コスト・受け入れ側の処理容量、処理技術や処理能力を十分考慮した廃棄物処理方法とサイトのオプションについて検討を行い、本特区から排出される廃棄物の受入先を2019年9月予定の土地造成開始までに決定する予定。

⑤ 自然環境面

本事業予定地は、国立公園等の保護区及び重要な生息地等に該当しない。一方、本事業対象地で 1,055 本の樹木が伐採される予定だが、BEZA はバングラデシュ国森林局が定める植樹ガイドラインに基づき代替植樹を行う予定。また、土地造成に使用される土砂は近隣のメグナ川で採取される予定であり、土砂の浚渫によるカワイルカへの影響が懸念されるため、BEZA は低騒音・振動型機材の使用、照明の制限等の緩和策を講じ、モニタリング計画に沿ったモニタリングを実施していく予定。

⑥ 社会環境面

本事業は約 220 ha の用地取得を伴い、被影響住民 1,714 世帯 6,343 名、そのうち、11 世帯 55 名の住民移転が発生する見込み。用地取得と住民移転は当国国内法と JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って作成された住民移転計画に沿って手続きが進められる予定。なお、本事業にかかる住民協議を開催した結果、被影響住民から事業に係る特段の反対意見は確認されていない。

⑦ その他・モニタリング

本事業では、工事前において BEZA の監督の下でコントラクターが土砂の浚渫及び土地造成工事の進捗状況についてモニタリングを実施する。工事中は、特区に関して、SPC や BEZA の監督の下でコントラクターが大気、水質、騒音・振動、土壌、生態系等についてモニタリングを実施し、周辺インフラについては BEZA 及び関連省庁の監督の下でコントラクターが大気、水質、騒音・振動、土壌、生態系等についてモニタリングを実施する。供用時においては、道路等の特区内の共用施設については BEZA の監督の下で SPC が、特区内の工場についてはテナント企業が SPC や BEZA の監督の下で大気、水質、騒音・振動等についてモニタリングを実施する。それ以外の周辺インフラについて関連省庁及び関連国営企業が BEZA の監督の下で大気、水質、騒音・振動等についてモニタリングを実施する。

以上